

(観国 221-7)

平成19年 3月 16日

日本勤労者山岳連盟会長 様

群馬県知事 小寺弘之

(観光国際課)

谷川岳危険地区の登山禁止について

谷川岳の遭難防止対策については、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

谷川岳は本年も融雪期に入り、今後気温の上昇に伴い大規模な雪崩の発生が予想され、登山することが著しく危険であると認められます。

このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、下記のとおり危険地区での登山を禁止することと致しました。

つきましては、関係各位への周知に御協力をお願い申し上げます。

記

1 登山禁止地区及び登山禁止期間

・危険地区全域

平成19年3月26日(月)から平成19年4月27日(金)まで(33日間)

・一ノ倉尾根と一ノ倉南陵に挟まれた区域を除く危険地区全域

平成19年4月28日(土)から平成19年5月6日(日)まで(9日間)

2 問い合わせ先

①群馬県観光局観光国際課計画推進グループ

住所：群馬県前橋市大手町1-1-1 電話：027-226-3384

②群馬県谷川岳登山指導センター

住所：群馬県利根郡みなかみ町湯桧曾 電話：0278-72-3688 (FAX兼用)

*谷川岳登山に関する情報については、谷川岳登山指導センターホームページ(<http://www6.ocn.ne.jp/~tozan-ce/index.htm>)で提供しておりますのでご利用下さい。